# 欠 格 事 由 チ ェ ッ ク 表

| 法人名 | 特定非営利活動法人　きづき | チェック欄 |
|---|---|---|
| 指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。 | | ○ |

１　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第１項各号（第３号から第５号まで及び第８号を除く。次号において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号又は第２号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の２第７項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の３、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第６号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。第６号において同じ。）

２　条例第 20 条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの

３　その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの

６　次のいずれかに該当するもの

(1) 暴力団

(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
|---|---|---|
| (1) | 指定特定非営利活動法人が条例第20条第１項各号(第３号から第５号まで及び第８号を除く。次号において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号又は第２号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの | 有 ・ 無 |
| (2) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 |
| (3) | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の２第７項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の３、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 |
| (4) | 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第６号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。第６号において同じ。） | 有 ・ 無 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から５年を経過しない法人 | はい・ いいえ |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人 | はい・ いいえ |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・ いいえ |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・ いいえ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 | | 次のいずれかに該当する法人 | |
| | イ | 暴力団 | はい・ いいえ |
| | ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ いいえ |

上記欠格事由１から６のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和元年　　月　　日

所　在　地　神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目６番28号

法人の名称　特定非営利活動法人きづき

代表者の氏名　　岩田　文子　　㊞